

全般に係る御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>食品、添加物 農薬は要りません。 添加物は特に危険です。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>消費者庁では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において審議した結果等を踏まえ、農薬等の残留基準を設定しています。なお、食品健康影響評価においては、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への影響がないと推定される摂取量（許容一日摂取量（ADI））が設定され、ADI を超えない範囲で残留基準を設定しています。</p> <p>なお、残留基準は、農薬が残留する食品を長期間にわたり摂取した場合や、農薬が残留する食品を短期間に大量に摂取した場合であっても、健康に悪影響を生じるおそれがないことを確認しています。</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>安全性が無くなるような農薬などは、絶対に反対です。</p>	<p>【回答 2】</p> <p>残留基準の設定については、【回答 1】を御覧ください。</p>
3	<p>【意見 3】</p> <p>なぜ基準を緩和する作物があるのでしょうか？緩和する必要はありませんよね。特にエタボキサムとピカルブトラゾクスは日本での登録がないのに、なぜ基準を緩和するのでしょうか？論理的に示してください。エタボキサムは持続性が高いので、緩和しないでください。</p>	<p>【回答 3】</p> <p>残留基準の設定については、【回答 1】を御覧ください。また、残留基準は、農林水産省からの基準値設定依頼等を受けて、農薬を適正に使用した場合の作物残留試験結果等に基づき設定しています。</p> <p>なお、エタボキサム及びピカルブトラゾクスについては、国内での農薬登録がなされています。</p>
4	<p>【意見 4】</p> <p>突然、消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室パブリックコメント担当様へ「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬（エスプロカルブ等 6 品目）の残留基準の改正）に関する意見」についてのメールを拝送することをお許してください。早速、「食品、添加物等の規格基準の一部を改</p>	<p>【回答 4】</p> <p>農薬については、農林水産省において、農薬取締法に基づき農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、農薬を使用した農業者への健康影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺の農作物や有用生物への影響、病害虫防除の効果など、安全性等を考慮した上で、適切な使用方法等が設定されるものと承知しています。</p>

	<p>正する告示(案)」（農薬(エスプロカルブ等6品目)の残留基準の改正)に関する御意見の募集について拝見してエスプロカルブ等6品目も怖いので奇跡のリンゴという本で有名な木村秋則さんを見習って、4年から30年くらい作物ができるまで黙って見ていて自然栽培でほったらかしか天敵農法できて、殺虫剤や農薬、除草剤にも頼らないで自給自足で原価20円ですべての日本人にサービスのベーシックインカムとタクシー代金、紙パンツ代などにも使える生活保護費以上の年間300万円から1000万円以上を公共事業として地域商品券を作って支給して、エスプロカルブ等6品目と他のすべての農薬、重イオンビーム、その他すべてのものを使用して、実験用のマウス、サル、線虫、実験に協力する人、その他の実験用動物で実験した場合と、実験しなかった場合と比較して平均寿命前に健康を悪くして寿命を迎えたのか、迎えなかったのか、調べて健康を悪化させて実験用動物の平均寿命前に亡くなった農薬は販売、輸出入、作ることやめて、過去最高の平均寿命より長く生きられるまたは維持できる農薬を販売、輸出入、作ることができるように支援して下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、お忙しい中最後までご高覧下さりありがとうございます。</p>	<p>なお、残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>食品への殺菌剤、除草剤等使用の規制緩和には反対です。ただでさえ添加物の基準が緩い日本では人体への悪影響が無いとは言えない物が溢れています。全ての人々が健康に生きられるような食品が出回り、安心して暮らしていけるよう食品の安全基準は厳しくしてほしいです。</p>	<p>【回答5】</p> <p>残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
6	<p>【意見6】</p> <p>健康被害防止の視点(妊婦・子供への影響を強調)「本案件の定期再評価制度は評価しますが、ネオニコチノイド系農薬の生殖毒性(EU</p>	<p>【回答6】</p> <p>残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p> <p>なお、本意見募集の対象は、エスプロカルブ</p>

	<p>で禁止)を考慮し、即時使用制限を追加すべきです。残留基準緩和は、子供の神経発達障害リスクを高め、ADIの安全係数が不十分。改善によりEU並みのMRL(0.01ppm以下)を義務化し、妊婦の暴露を防ぐ観点から、発がん性疑いの成分を優先排除してください。国民の安全を最優先に、メーカー要望より科学的根拠を重視した規制を求めます。」ネオニコチノイド系も全面禁止にしてほしい。</p>	<p>等6品目の農薬の残留基準の改正に関するものです。</p>
<p>7</p>	<p>【意見7】 生態系保護の視点(生物多様性・水質汚染を強調)「農薬の土壌残留がミツバチ減少や水系汚染を引き起こす中、登録事項追加は時宜を得ています。しかし、既存の問題点として耐性菌化を無視した基準緩和が続き、生物多様性を損ないます。改善点として、定期レビューに生態毒性評価を必須とし、グリホサート類の段階的使用禁止を提案。海外(EUの50%減目標)と比較し、日本も環境負荷低減を加速。農薬依存からの脱却で、持続可能な農業を実現してください。」</p>	<p>【回答7】 農薬の環境中への影響については、農林水産省及び環境省が定める省令等に基づき、適正に農薬の使用がなされ、安全性が確保されているものと承知しています。 なお、残留基準の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
<p>8</p>	<p>【意見8】 代替推進の視点(有機・低毒性移行を強調)「残留農薬の健康被害(慢性中毒・がんリスク)を防ぐため、生物農薬や有機栽培への移行支援を強化すべきです。現規制の緩さが輸出障壁を生む中、改善案のCodex適合は不十分。定期再評価で高危険成分を禁止し、代替農薬の登録を優先的に進めてください。US・EUの有機市場拡大を参考に、補助金拡充で農家負担を軽減。危険性低減が国民安心の基盤です。早期実施を強く要望します。」及びグリコサホートは全面禁止を求めます。</p>	<p>【回答8】 残留基準の設定については【回答1】及び【回答3】を御覧ください。 コーデックス基準や国内外の作物残留試験の結果から残留基準を設定したものであり、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において審議し、国民の健康に影響が生じないように設定しています。 なお、本意見募集の対象は、エスプロカルブ等6品目の農薬の残留基準の改正に関するものです。</p>
<p>9</p>	<p>【意見9】 日本で登録されていない農薬を使用すること、またその食品を輸入されることに危機感を覚えます。日本の食品は農薬や添加物など基準が緩いと聞きます。短期では健康に問題無いとしても、長期での蓄積による被害が懸</p>	<p>【回答9】 残留基準の設定については【回答1】を、農薬の使用については【回答4】を御覧ください。</p>

	念されます。提案の取り下げを要求します。	
10	<p>【意見 10】</p> <p>残留農薬基準を緩和する必要性を感じません。これは、誰のための改正なのでしょう？消費者目線、小さな子供も食べることをどうか考えて下さい。</p>	<p>【回答 10】</p> <p>残留基準の設定については【回答 1】及び【回答 3】を御覧ください。</p>
11	<p>【意見 11】</p> <p>6 種類の農薬 エスプロカルブ エタボキサム トリフロキシストロビン ピカルブトラゾクス ポリオキシシン D 亜鉛塩</p> <p>マンジプロパミドの残留基準値を変更するそうですが、残留基準値を緩和する作物と強化する作物とあります。どうして緩和する必要があるのでしょうか？エタボキサムとピカルブトラゾクスは共に日本での登録がありませんが、含んでいる商品が流通されていると聞きました。そういうチェックの強化を先行すべきでないでしょうか？また、持続性が高いのに基準を緩和するケースもあり不信感があります。提案の取り下げを要求します。</p>	<p>【回答 11】</p> <p>残留基準の設定については【回答 1】及び【回答 3】を御覧ください。</p>
12	<p>【意見 12】</p> <p>日本で登録されていない農薬の使用や、それらを含む食品の輸入には強い危機感を覚えます。日本の食品に関する農薬や添加物の基準は、他国と比べて緩やかであると聞いています。短期的には健康への影響が見られない場合でも、長期的な摂取による蓄積が健康被害につながる可能性があり、深く懸念しています。</p>	<p>【回答 12】</p> <p>残留基準の設定については【回答 1】を、農薬の使用については【回答 4】を御覧ください。</p>

13	<p>【意見 13】 残留農薬による人の健康への悪影響をととも懸念しております。子供達には純粋な自然からの恵みを与えたいです。厳しい審査をしていただきたく、そして無農薬・無化学肥料の農法の推進や、そうした農業の拡大、そこへの労働力の強化（日本人による技術者の育成）を速やかにすすめてください。よろしく申し上げます。</p>	<p>【回答 13】 残留基準の設定については【回答 1】及び【回答 3】を御覧ください。</p>
14	<p>【意見 14】 農薬の残留基準値が緩すぎます。前回の改定時に大幅に緩くしましたが、本当に改悪だと思えます。私達日本国民の健康を考えるなら、農薬や食品添加物は厳しく規制すべきです。今回の対象農薬の基準値を緩めるべきではありません。残留農薬や食品添加物によって自閉症患者が急増していると米国の厚労大臣にあたるロバート・ケネディ jr. 氏も警告していました。消費者庁は消費者の為の省庁なのだから、消費者である日本国民の健康を害する恐れのある農薬使用や残留農薬基準値に対して厳しい態度で臨んで頂きたいです。</p>	<p>【回答 14】 残留基準の設定については【回答 1】を、農薬の使用については【回答 4】を御覧ください。</p>
15	<p>【意見 15】 添加物農薬は、早く禁止でお願いします。遺伝子の異常を招く事になります。</p>	<p>【回答 15】 残留基準の設定については、【回答 1】を御覧ください。</p>
16	<p>【意見 16】 食料安全保障の観点から、食料自給率を上げる必要があります。日本は国土が狭く、農地に適した土地は更に狭いので、土地が汚染されたから他の土地で、というのは難しいと思われれます。そうなれば輸入に頼らざるを得なくなりますが、そうなれば、食料を人質に日本に不利な条件を飲まざるを得ない状況に追い込まれたり、兵糧攻めに遭う危険性も出てきます。そんな事はないと言われても、公明党が連立を解消するなど発表当日まで殆どの人が想像していなかった事を思えば、日本国内の情勢でさえそうなのに、海外との関係性を正確に読むなど不可能に近く、国内自給率をこれ</p>	<p>【回答 16】 残留基準の設定については【回答 1】及び【回答 3】を、農薬の使用については【回答 4】を御覧ください。</p>

	<p>以上下げる訳にはいかないと考えるのは至極真っ当な事と考えます。農業従事者が増えようと、生産性が向上しようと、農業に不可欠な土や水が汚染されては、生産量は維持できません。食品添加物や残留農薬に規制が設けられてきた経緯には、国民の健康を守ろうとする意志が感じられていましたが、この頃頻繁に食品添加物や農薬の規制が緩和されるパブリックコメントを見るにつけ、一部産業が海外で有利に活動できる様にするのと引き換えに、日本国民の健康が差し出されているのではないか？という不信感が芽生えてきています。1年間食べ続けて健康に影響が出る様な量の食品添加物や残留農薬は承認されないでしょうが、多くの国民の寿命はそんな短いものではありません。生きる上は食べねばならないので、1回1回の量は少なくとも、長年食べ続けても健康に影響は出ないか？農作物を育てる土や水や環境に影響はないか？それを確かめて初めて、安全であると言う事ができますが、規制緩和される食品添加物や農薬について、どの様な方法で、どれくらいの期間確認されたのかお示してください。どんなデータでも提示すれば規制を緩和して良い訳ではなく、国民が納得できるものでなければ、規制緩和どころか規制強化する必要が出てきます。それは業界団体や一部の人のにとっては不都合な事かもしれませんが、そもそも行政は国民市民の命や健康を守る立場にあります。ぜひとも真摯に国民と向き合ってください、透明性をもった情報開示をお願い致します。規制緩和は一度白紙に戻していただき、国民の納得を得られたもの以外は規制緩和しないでいただく様、お願い申し上げます。</p>	
17	<p>【意見 17】 ネオニコチノイド系農薬はミツバチの数を減らす原因になっていると以前から問題視されています。ミツバチの減少は環境への悪影響の一つと、とらえます。</p>	<p>【回答 17】 残留基準の設定については【回答 1】を、農薬の使用については【回答 4】を、環境中への影響については【回答 7】を御覧ください。 なお、本意見募集の対象は、エスプロカルブ</p>

	危険な農薬の使用を中止してください。	等6品目の農薬の残留基準の改正に関するものです。
18	<p>【意見 18】</p> <p>以下、意見を行う。</p> <p>>農薬トリフロキシストロビン</p> <p>構成元素中にフッ素が含まれているが、ストロビルリン系殺菌剤の構成元素にフッ素は必ず含まれていなければならないものではないはずである。トリフロキシストロビンが殺菌効果を示す対象にも効果のある薬剤は他にもあると思われるが、環境中(人の生活環境の近くも含む)におけるPFASの削減を図るべきという観点からはこの使用は行わないようにしていくべきではないかと思われるものである。使用については終息させていくべきではないかと思われる。意見は以上である。</p>	<p>【回答 18】</p> <p>残留基準の設定については【回答 1】及び【回答 3】を、農薬の使用については【回答 4】を御覧ください。</p>
19	<p>【意見 19】</p> <p>ヨーロッパやアメリカなどではネオニコチノイドの使用が規制されています。なぜ日本では使用基準が緩いのでしょうか？</p> <p>神経毒があり、子供達の発達障害の原因になると言う指摘もあります。</p> <p>危険な農薬の使用を中止もしくは、規制を強くしていただきたいと思います。</p>	<p>【回答 19】</p> <p>農薬の使用の可否や使用方法は、各国において、その国の気候・病害虫の発生状況・栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それに基づき定められる残留基準値も国ごとに異なります。</p> <p>残留基準の設定については【回答 1】を、農薬の使用については【回答 4】を御覧ください。</p> <p>なお、本意見募集の対象は、エスプロカルブ等6品目の農薬の残留基準の改正に関するものです。</p>

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しない御意見を3件頂きました。